

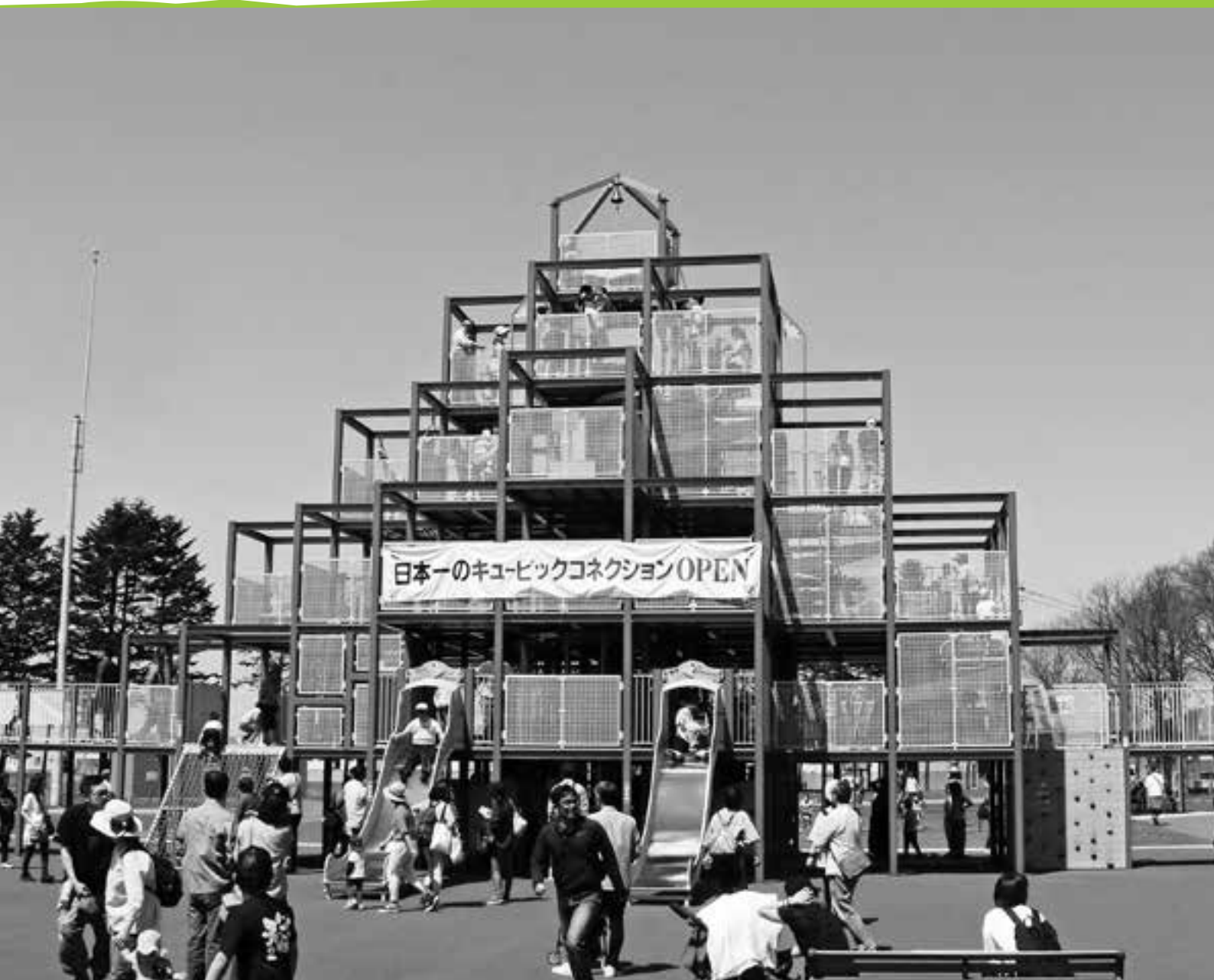
ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



6
June 2019
No.586

- ローズガーデンオープン・・・2
- 協働事業への補助等について・・・3
- 高齢者事業の利用者募集中・・・4
- 国民健康保険料率が決定しました・5
- ごみに関するルールについて・・・7
- 職員の給与等をお知らせします・・・8
- 教育通信・・・・・・・・・・・・・・14



5/5 賑わう屋外遊戯場

4月27日に今シーズンの利用が開始となったキュービックコネクションは、大勢の家族連れで連日賑わっています。

ローズガーデンちっぷべつ

6月22日(土) 午前9時 オープン!



バラ園と町内を一望できる絶景のビュースポット

開園期間 6月22日(土)～10月6日(日)

開園時間 午前9時～午後5時

[入園は午後4時45分まで]

入園料 無料 (美しいバラを維持するため、協力金をお願いしています)

◆隣接する観光体験牧場「めえーめえーランド」もぜひご来館ください。

みなさまのご来園お待ちしております

◆お問い合わせ

指定管理者：秩父別観光振興(有) Tel 33-3833

役場産業課産業グループ Tel 33-2111 (内線62番)



協働事業への補助金等のお知らせ

まちづくり・まちおこし事業にご活用ください！

まちづくり・まちおこし事業補助金

予算額 60 万円

町民の皆さんが日頃から行う、自主的・自発的なまちづくり事業に対し、経費の一部を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
補助対象経費及び助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の限度額は補助対象経費の7割（新規事業10割）または30万円です。
対象事業の要件	<p>次の全ての要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が認められる事業 ・協働の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業

公用車貸出事業

～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸出します。

貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸出しできません。
貸出車両	<ol style="list-style-type: none"> ①ダンプトラック（定員3名、貸出期間5月1日～10月31日、最大積載8,500kg） ※運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。 ②タイヤショベル（定員2名、貸出期間5月1日～10月31日） ※運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ③タウンエーストラック（定員3名、通年貸出可能）《2台あり》 ※運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。 ④小型タイヤショベル（定員1名、貸出期間原則5月1日～10月31日） ※運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。
諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ※使用区域は、原則町内です。 ※使用する10日前までに申し込みをしてください。 ※使用できる時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
貸出例	<ul style="list-style-type: none"> ※町内の清掃活動 ※町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ※貸出車両は公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸出しできない場合があります。 ※車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ※車両が損傷した場合は、修繕・賠償をしてもらうことがあります。 ※詳しくは役場企画課企画グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ

役場企画課企画グループ 電話 33-2111（内線73）



いつまでも安心して住み続けるために利用できます！ 高齢者事業の利用者募集中！！

町が行っている、高齢者の方が安心して安全に暮らしていただくための各種事業をご紹介します。

利用を希望される方は、住民課住民福祉グループまでお問い合わせください。

ストップ迷惑電話（迷惑電話対策機器購入補助事業）

詐欺等の迷惑電話対策を備えた機器購入時に最高1万円を補助します。（100円未満切捨）1世帯1回線、1回限りです。

対象 町内在住の65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯

対象機器 電話受信時に録音することを伝え、会話を自動録音する機能を備えた家庭用固定電話機、または同様の機能で固定電話に接続する機器



あんしんフォン（緊急通報システム事業）

緊急時にボタン一つで深川消防署に通報できるよう、固定電話機に取り付ける直通の機器の貸出しと取り付けを無料で行います。（煙センサー付き）

対象 町内在住の65歳以上の虚弱な一人暮らしまたは高齢者のみの世帯（申請後の審査で、設置の可否を決定します。）

その他 緊急時に真っ先に駆けつけるご近所の方（連絡員）を2名依頼していただきます。



ちっぷQ救ボトル配付事業

病気や連絡先等を記入した紙をボトルに入れて共通の保管場所（冷蔵庫の指定の場所）に置いておくことで、救急車などが駆けつけた場合に、必要な情報をいち早く見てもらうことができます。記入用紙とボトルは無料で配付しています。

対象 町内在住の65歳以上の方、その他希望者

その他 記入内容に変更等があった場合は、随時各自で修正していただきます。

宅配食事サービス事業

栄養バランスのとれた昼・夕食を、月～金曜日から選択し、業者が弁当を配達します。対象者には費用の約2分の1を助成します。

（普通食のほか、低カロリー食、腎臓食、糖尿食を選択することもできます。）

対象 町内在住の65歳以上の住民税非課税世帯で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯

その他 ご家族の入院中など、一定期間のみの利用も可能です。



●共通●

受付期間：通年で申請を受付中

申し込み：役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線41・47）



国民健康保険料

保険料率が決定しました！！

～6月に郵送される納入通知書でご確認ください～

本年度の国民健康保険の保険料率が次のとおり決定しました。

保険料は、1年間に予想される医療費等から国や道及び町などの負担分を差し引いた額を国保加入者が負担するもので、保険料率は医療費の状況や国保加入者の所得状況により毎年見直しを行っています。

国民健康保険料率				
区分	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	内容
所得割	3.91%	1.55%	1.00%	世帯の所得に応じて計算
資産割	31.95%	10.65%	8.78%	世帯の土地・家屋の固定資産税に応じて計算
均等割	31,400円	10,400円	13,000円	世帯の加入者数に応じて計算（1人あたり）
平等割	17,600円	6,200円	5,200円	世帯にかかる額（1世帯あたり）
限度額	610,000円	190,000円	160,000円	1世帯あたりの保険料限度額

※世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割と平等割に軽減措置（2割・5割・7割軽減）があります。

お問い合わせ 電話 33-2111 住民課住民福祉グループ（内線46）または総務課総務グループ（内線35）

◆ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券 ◆タクシー助成券 を 交付しています

町では、秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券及びタクシー助成券を対象者に交付しています。

1【対象者】

ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券及びタクシー助成券は満60歳以上で秩父別町に住民票がある方が対象です。

また、年度途中で年齢要件を満たす方は誕生月の1日から、転入者は転入日から対象となります。

2【助成内容】

●ちっぷ・ゆう&ゆ入館料半額助成券 最大24回分交付（1月あたり2枚）

●タクシー助成券（最大約9割助成） 最大60回分交付（1月あたり5枚）

※三共ハイヤーまたは新星ハイヤーを利用し、秩父別町内の移動に限ります。

3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。（家族の方による代理申請もできます）
- ・印鑑を持参してください。（入院中の方は退院後に申請をしてください）



高速るもい号を利用する町民を対象に、自宅からバス停（秩父別IC）のタクシー料金を全額助成する事業も行っています。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線47）